

当館の資料検索システム及び公衆送信サービスにおける著作物利用のポリシー

1 本ポリシーの公表の趣旨について

当館は、利用者の皆様が求める資料を効率よく探し出せるためのレファレンスサービスとして、当館の所蔵資料（以下、「当館資料」と総称します。）に関し、「法律書デジタル図書館サーチ」（以下、「本システム」といいます。）を通じて、著作権法第47条の5第1項第1号に基づき、利用者が指定したキーワードを受けて、当館資料を全文検索し、当該キーワードが含まれる部分（以下、「スニペット」といいます。）を画像表示するサービスを提供しています（以下、「当館検索サービス」といいます。）。

また、当館は、本システムを通じて、著作権法第31条第2項に基づき、利用者のリクエストに応じて当館資料の一部分のPDFデータを提供するサービス（以下、「図書館等公衆送信サービス」といいます。）を提供します。

本ポリシーは、著作権者の皆様に当館検索サービス及び図書館等公衆送信サービスの目的やこれらサービスが適法に運営、実施されていることにつき、ご理解を頂くために、著作物利用の考え方を公表するものです。

2 当館検索サービスについて

当館検索サービスは、著作権法第47条の5第1項第1号に基づき、利用者が指定したキーワードが含まれる当館資料のスニペットを画像表示します。上記規定は、「軽微利用」の範囲内において、検索結果にヒットしたスニペットを表示することを権利制限の対象とするものであり、「軽微利用」の範囲内か否かの判断要素としては、以下の4つが示されています。

- ①利用に供される部分の占める割合
- ②利用に供される部分の量
- ③利用に供される際の表示の精度
- ④その他の要素

当館検索サービスにおけるスニペット表示は、以下に示すとおり、上記いずれの観点からも、「軽微利用」の範囲内と評価される仕様となっています。

- ①利用に供される部分の占める割合

当館検索サービスで表示されるスニペットは、1ページにつき、1スニペットまでと

設定されています。仮に1ページの中に利用者が指定したキーワードが含まれる箇所が複数存在する場合でも、同一ページ内で複数のスニペットが表示されることはありません。また、利用者がキーワードを変えて連続して検索した結果、前回の検索で表示されたスニペットと同一ページ内の違う箇所がヒットした場合であっても、当該箇所のスニペットは表示されないよう設定されています。

例) 1回目の検索(キーワード「●●」)でA書籍の50ページの1行目～4行目までがスニペット表示された場合、次の検索(キーワード「××」)で同一書籍同一ページ、5行目～8行目がヒットしても当該部分はスニペット表示されない

②利用に供される部分の量

当館検索サービスで表示されるスニペットは、1ページ中の4行程度の文字数に設定されています。

③利用に供される際の表示の精度

当該要素は、書籍内のイラスト等のビジュアルコンテンツについて、軽微利用の範囲内といえるためには、表示の精度を低くする必要があるという形で問題となります。当館検索サービスでは、テキストのみがスニペット表示される仕様となっており、当該要素を考慮する必要はありません。例えば、キーワードが含まれるページに写真が含まれていても、これがスニペット表示されることはありません。

④その他の要素

「その他の要素」は、文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化に進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方(著作権法第30条の4、第47条の4及び第47条の5関係)」(令和元年10月24日)によれば、「紙媒体での表示の大きさ、写真の紙面への掲載であれば何平方センチメートルの大きさで利用されているか」といったことを意味すると説明されております。

当館は法律書専門の図書館であり、当館資料は法律分野及び周辺関連分野(税務、会計、登記等)のタイトルに限られます。法律分野の性質から、利用者は、著作物の論旨を正確に把握する必要があるところ、そのためには、1ページにつき4行程度のスニペット表示だけでは足りず、全体を通読する必要があると考えられ、かかる観点からも、当館検索サービスにおけるスニペット表示は、④の観点からも問題がないと整理されます。

なお、著作権法第47条の5第1項は、上記①～④の要素から「軽微利用」の範囲内であると評価されるとしても、「著作権者の利益を不当に害する場合」には、権利制限の対象にはならない旨を規定しています(同項ただし書)。これに該当するか否かは、著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻

害するかという観点から判断され、書籍の場合、スニペットの表示により、その書籍の本来の需要を満たしてしまうようなケース（例：辞書）がこれに該当するとされており、この点、当館検索サービスでは、このような著作物は検索の対象ではありません。

2-1 検索結果の表示の基準について

当館検索サービスにおいて、検索の結果表示は、以下の基準で決定されています。なお、基準は、利用者の利便性の観点から随時改良が行われる可能性があり、変更された場合は、本ポリシーも更新されます。

① 表示の順序（書籍、ページ、スニペットの順序）

利用者が指定したキーワードが含まれるページにおいて、当該キーワードと、当該ページ中の他のキーワードを参照し、当該ページが指定キーワードについて「どの程度重点的な解説を行っているか」という観点から独自にスコア化をしています。そして、ページごとのスコアの合計値が高い書籍が上位表示され、同一書籍内でのスニペットは、スコアが高いページが上位表示されます。

② 表示の順序（同一ページ内で複数のスニペットがある場合の選択）

同一ページ内に、指定キーワードを含む箇所が複数存在する場合、どの部分がスニペット表示されるのかについては、同一ページ内の該当箇所に関し、その周辺の数行単位でスコア化し、最もスコアの高い数行がスニペット表示されます。

なお、ユーザーの選択により「出版日の新しい順（古い順）」「ページの昇順（降順）」等に表示の順序を切り替えることが可能です。

2-2 不正利用に対する事前対策・内部監視・対応について

当館検索サービスにおいては、通常では考えられないような検索を実行し、大量のスニペット表示を企図するような、異常な検索が実行された場合（例：機械的な手法等）であっても、2. ①に記載したとおり、同一ページ内で連続する部分がスニペット表示されない設定になっています。また、当館検索サービスへのアクセスは常時監視を行っており、異常なアクセスが検出された場合、直ちに担当者に通知される体制となっています。通知された場合、担当者が直ちに状況を確認し、必要に応じてアクセス遮断や利用規約に基づいた退会措置等の厳正な対応を行います。

3 図書館等公衆送信サービスについて

利用者は、当館検索サービスを通じ、当館に対し、著作権法第31条第2項に基づく図書館等公衆送信サービス（PDFデータ提供）の申請を行うことができます。当館は、同条第3項に規定する「特定図書館等」として、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（以下、「SARLIB」といいます。）に登録されています。

当館は、SARLIBが図書館等公衆送信サービスに関して定める「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）を遵守の上、図書館等公衆送信サービスを実施します。

当館が利用者の申請に応じて図書館等公衆送信サービスを提供した場合、著作権法第31条第5項に従い、SARLIBが定める「図書館等公衆送信補償金規程」に基づき算定された補償金を、SARLIBが定める手続、時期に従って支払います。なお、補償金の支払いに充てるため、当館は利用者から、補償金及び実費相当額の手数料の支払いを受けます。

3-1 図書館等公衆送信サービスを申請できる範囲について

当館が提供する図書館等公衆送信サービスでは、本ガイドラインの定めに従い、同一利用者が、同一資料について送信を申請できる範囲は、当該資料の総ページ数の半分が上限と設定されています。システム上、利用者が過去にどの資料のどのページを申請したかは、全て履歴として記録されているため、同一利用者が複数申請し、同一資料の半分以上を超えるPDFデータを取得しようとしても、自動的に制限されます。

なお、本ガイドライン上、図書館等公衆送信サービスの対象外とされている資料については、申請ができない仕様になっています。

3-2 利用者に対するPDFデータの提供方法について

利用者から申請があった場合、当館は、申請にかかる部分のPDFデータを作成し、これをサーバの専用領域に蔵置するとともに、利用者に対し、URLが記載されたメールを送信します。このPDFデータには、本ガイドラインに基づき、ヘッダーに利用者の情報、フッターに申請の日付と当館の名称が印字されています。利用者は、メール本文に記載されたURLをクリックすることにより、PDFデータをダウンロードすることができます。なお、利用者がPDFデータをダウンロードできるのは一回のみであ

り、複数回のダウンロードはできない仕様となっています。

3-2 不正利用に対する対応について

上記のとおり、当館が提供する図書館等公衆送信サービスでは、著作権法や本ガイドラインに反した利用がされないよう、各種の技術的措置を講じています。

また、当館は、事前に利用者の氏名、連絡先等の情報を登録させるとともに、利用規約において、著作権侵害行為の他、不適切と考えられる行為を厳格に禁止しており、PDF データの目的外の拡散その他の不正な利用等が確認された場合には、利用規約に基づいた退会措置等の厳正な対応を行います。

4 除外のご希望について

当館検索サービス及び図書館等公衆送信サービスについて、対象から除外することをご希望されるタイトルがある場合、後述の連絡先に①出版社名、②タイトル名、③ISBN、④除外を希望する具体的な理由を明記の上、ご連絡をお願いいたします。当館にて、除外の要否につき、検討いたします。

5 その他のお問い合わせについて

当館検索サービスや図書館等公衆送信サービスに関するお問い合わせやご要望等に関するご連絡は、以下のメールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

info@sapiens-lib.jp

2025年2月20日
法律書デジタル図書館